

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日は、その日には、
当たる翌日)

規則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十六号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手續等に関する規則

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則

恩給の年額の昭和五十三年改定に関する規則

恩給の年額の改定手續等に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七号。以下「法律第三十七号」という。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給で知事が裁定するものの改定手續等については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書又は証書の発行)

第二条 法律第三十七号附則第二条第一項、第三条第一項、第八条から第十条まで若しくは第十四条又は法律第三十七号による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)附則第八条第一項の規定により年額を改定すべき恩給(以下「改定すべき恩給」という。)で、昭和五十三年五月一日前のある証書を発行されたもの

◆公

告

示

告

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

電気工事士試験の実施

保険医等の登録

国土調査の実施

開発行為に関する工事の完了

急傾斜地崩壊危険区域の指定

廻の指定の一部改正

については、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

第三条 改定すべき恩給で昭和五十三年五月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 昭和五十三年四月一日以後に新たに給与が始まる恩給で同年五月一日前のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を

待たずにその年額を訂正し、その訂正年額を表示した証書を発行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する規則をここに公布する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十七号

恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例(昭和五十三年五月鳥取県条例第十四号)、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十三年五月鳥取県条例第十五号)及

び恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七号)、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の規定において準用する部分に限る。)(以下「昭和五十三年改定条例等」と総称する。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給の改定手続等については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書又は証書の発行)

第二条 昭和五十三年改定条例等の規定により年額を改定すべき恩給(以下「改定すべき恩給」という。)で、昭和五十三年五月三十日前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

第三条 改定すべき恩給で昭和五十三年五月三十日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 昭和五十三年四月一日以後に新たに給与が始まる恩給で同年五月三十日前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県規則第三十八号

鳥取県農林団体組織整備助成条例施行規則の一部を改正する規則
則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二十万円」を「十万円に当該合併前の森林組合の数
を乗じて得た額」に改め、同条第一号中「二万円」を「二万五千円」に改
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|----------------------|--------------|
| 岡垣駅前医院 | 鳥取市栄町五〇四 | 昭和五十三年六月十八日 |
| 鳥取県米子保健所 | 米子市西福原四四四 | 昭和五十三年六月二十三日 |
| 松野医院 | 境港市京町三四の一 | 昭和五十三年六月二十七日 |
| 涌島歯科湖山医院 | 鳥取市湖山町三六九〇一一 | 昭和五十三年六月十六日 |
| 潮歯科医院 | 西伯郡会見町天万九〇七の四 | " |
| 鳥取県倉吉保健所 | 倉吉市巖城三七九 | 昭和五十三年六月二十三日 |
| 山本歯科医院 | 鳥取市末広温泉町二二一 誠ビル二F | 昭和五十三年六月二十八日 |
| 鳥取生活センター 本店 薬局 | 鳥取市行徳は一〇三 | 昭和五十三年六月十五日 |
| 諒訪部歯科診療所 | 東伯郡北条町大字弓原二九三一一二 | 昭和五十三年六月二十三日 |

鳥取県告示第五百七十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十二年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和三十二年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和三十二年六月三十日

| 氏名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|--------|-----------|-------------|
| 阿藤 孝二郎 | 鳥医第二、二七五号 | 昭和五十三年六月十四日 |
| 中島由子 | 鳥薬第三八〇号 | 昭和五十三年六月十五日 |

鳥取県告示第五百七十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第二号の国土調査を実施するので、同法第七条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 國土調査として指定された年月日

昭和五十三年六月八日

二 調査を実施する者の名称

鳥取県

三 調査地域

建設大臣刊行の縮尺五万分の一地形図「奥津」及び「智頭」に係る鳥取県の区域

四 調査期間

昭和五十三年七月一日から昭和五十四年三月三十一日まで

次の地図（縮尺五万分の一）及び簿冊

地形分類図
表層地質図

鳥取県告示第五百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区

氏名

登録の記号及び番号

登録の年月日

土壤図

傾斜区分図

水系図・谷密度図

開発規制図

土地利用現況図

鳥取県告示第五百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年六月十七日 鳥取県指令受都計第百九十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字梅登

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市表町三丁目五番一号

林薬品株式会社

取締役社長 林平三郎

域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

(一) 名称

神垣地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

岩美郡国府町大字神垣字上土居四四九、四五〇、四五内第二、四五二、四五六、四五六次二、四五七、四五八、四五八第二、四五九、四五九次一、四六〇、四六〇次一、四六〇次二、四六〇次三、四六一、四六二、四六三及び四六三内第一並びに字大地戸山五九七の一部、五九八、五九八次一、五九九、五九九次一及び六〇〇の一部並びにこれらと一体をなす国有地

(一) 名称

湖山南一丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

鳥取市湖山町南一丁目八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一三の一部、八一四、八一五、八一六、八一七、九〇四、九〇五、九〇六、九一〇の一部、九一一の一部、九一二、九一四の一部、九一五の一部、九一六、九一八、九一九の一部、九二〇の一部及び九二一並びにこれらと一体をなす国有地

(一) 名称

勝見地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

気高郡気高町大字勝見字村屋敷五九、五九一一、五九一二、六〇、六一内一、六二一一、六二一二、六三、六三内一、六五、六六、六六内一、六八一一、六八一二、六九、七〇、七一、七二、七三、七三内一、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二及び八三、字御茶屋廻り八四、八四次一内二、八四次一内一、八四次一、九八、九九、九九内一、一〇〇、一〇一一、一〇一一二、一〇一一三、一〇一一四、及び一〇一一五、字山崎七〇五の一部、七〇六、七〇七の一部、七〇七内一、七〇八、七〇八次一及び七〇八次二並びに字家ノ上七二四の一部、七二五及び七二六並びにこれらと一体をなす国有地

(一) 名称

宮岡地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

八頭郡郡家町大字米岡字的岩山六四〇の一部、六四一の一部、六四二の一部及び六四三の一部並びに字落岩五五五の一部、五六一の一部、五五四の一部、五五四一一、五五四一三、五六二一一、五六三一一、五六三一一、五六二一三、五六三一四、五六三一三、五六四一一、五六四一二、五六二一一、五六四一三及び五七三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

(一) 名称

下曳田地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

八頭郡河原町大字曳田字丸山畠三〇六一、三〇六一、三〇六一
 三、三〇六一、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇一、三一〇一、
 三一七一、三一七二、三一七三、三一七四及び三一九、字下
 山土居三四一、三四一、三四一、三四三一の一部、三
 四三一の一部、三四三十三の一部、三四五、三四六、三四七、三四
 八、三四九、三五〇、三五一の一部、三五一内第一、三五一、及び
 三五二の一部、字走り出一、一六一、一六二及び一、一六三
 並びに字丸山一、一六四一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

六(1) 名称

下佐貫地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

八頭郡河原町大字佐貫字下田一、一一四一、一、一一四二、一、
 一一四内第七、一、一一四一八、一、一一四一九、一、一一四十二、
 一、一一四十三、一、一一四一四、一、一一五、一、一一六一、
 一、一一六十二及び一、一一七、字ヒワカ谷一、五一二十一、一、五
 一二十二、一、五一二次、一、五一三及び一、五一三次、字水操
 谷一、五一四十一の一部、一、五一四一二、一、五一五の一部、一、
 五一六、一、五一七、一、五一八の一部、一、五一八一、一、五一
 八一二、一、五一八一三、一、五一九、一、五一九次、一、五一〇、
 一、九八八の一部、一、九八九、一、九八九次一の一部、一九八九一
 二、一、九八九次三及び一、九八九一四並びに字梅津一、一一八並び
 にこれらと一体をなす国有地

(2) 区域

東伯郡関金町大字大鳥居字屋敷通六六八、六六九、六七〇、六七一、
 六七二一、六七二二、六七三一、六七四、六七五、六七六、六
 七七一、六七七二、六七八一、六七八二、六七九一、六七
 九十二、六七九一三、六七九一四、六八〇、六八一、六八二、六八三
 一、六八三一、六八三十三、六八四、六八五、六八九及び六九〇、
 字上屋敷通六二八、六二九、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四
 二、六四三、六四四、六四五、六四五、六四六、六四七、六四八
 一、六四九一、六四九一、六四九一、六四九一、六四九一、六四九
 五、六四九一六、六五〇一、六五〇一二、六五〇一三、六五〇一四、
 六五〇、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、
 六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六
 一、六六六十二、六六七一及び六六七一二並びに字山根二五六、
 二五六一、二五七、二五八、二五九一、二六〇一及び二六二一
 並びにこれらと一体をなす国有地

八(1) 名称

亀谷地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

東伯郡大栄町大字亀谷字岩井神三四の一部、三五の一部、三六一
 の一部、三二一の一部、三三一一及び三三一一並びに字元谷三七七
 一及び三七八二一

九(1) 名称

八橋地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

大鳥居地区急傾斜地崩壊危険区域

- (一) 東伯郡東伯町大字八橋字御城山一、三四二十一、一、三四二十二、一、三四二十三、一、三四三、一、三四三十一、一、三四四十七、一、三四四十八、一、三四四十九、一、三四四一〇、一、三四四一一、一、三四四一二、一、三四四一三、一、三四四一四、一、三四四一五、一、三四四一六、一、三四四一七、一、三四四一八、一、三四四一九、一、三四四一〇、一、三四四一一、一、三四四一九、一、三四四一三、一、三四四一四、一、三四四一五、一、三四四一六、一、三四四一七、一、三四四一八、一、三四四一九、一、三四四一三、一、三四四一四、一、三四四一五、一、三四四一六、一、三四四一七、一、三四四一八、一、三四四一九、一、三四四一三、一、三四四一四、一、三四四一五、一、三四五十一及び一、三四五一四
- (二) 旧奈和地区急傾斜地崩壊危険区域
- (三) 西伯郡名和町大字加茂字樋田五四六、字田瀬一、〇二九、一、〇三〇、一、〇三一、一、〇三四、一、〇三五、一、〇三五十一、一、〇三六、一、〇三七、一、〇四七、一、〇四八、一、〇四九一一及び一、〇五〇一一、字小丸山九八二、九六五十一、九六五十二、九六九十五、九六七十六、九六九、九七〇一一、九七一、九七二、九八一一、九八三、九八五、九九七、九九八一一、一、〇〇〇、九八一、九八〇、九八〇一二、九六七一七の一部、九七三、九七四一一、九七四一二、九七四十三、九七五一一、九七七、九七八一三、九八八、一、〇〇六一一、九八九及び一、〇〇六一三並びに字西内平ル九三三、九二四一二、九二四、九二五、九二八一一及び九二九一一並びにこれらと一体をなす国有地
- (四) 根雨下町地区急傾斜地崩壊危険区域

鳥取県告示第五百八十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廢の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十三年七月一日から施行する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県鳥取保健所 鳥取市二階町四丁目二〇一」を「鳥取県鳥取保健所 鳥取市江津七三〇」に改める。

(二) 区域

(十) 名称

日野郡日野町大字根雨字權現ノ前道上二七六、二七七、二七八、二七九一一、二七九一二、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八三二、二八四、二八五、二八六、二八六一一、二八六一三及び二八六一四、字權現ノ下モ二三七の一部、字宮ノ上ヘ二七二一一の一部及び二七三の一部、字屋敷四二九一一、四三三、四三四、四三七、四三八、四四一一一、四四一一二、四四二、四四五、四四六、四四七、四四七一一、四四九、四四九一二、四四九一三、四五〇、四五一、四五二、四五三及び四五三一二、字要害二七四の一部、二七五の一部及び二七五一一の一部並びに字八幡宮ノ下モ四六七、四六八一一、四六八一二、四六八一三、四六八一四、四六八一五、四六八一六、四六八一七、四六八一八、四六八一九、四六八一一〇、四六八一一四六八一一二、四六九一一、四六九一二、四七〇、四七一、四七一一、四七二、四七三、四七五、四七七、四七九一一、四七九一二、四七九一三、四七九一四、四八一一及び四八二並びにこれらと一体をなす国有地

七九一一、二七九一二、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八三二、二八四、二八五、二八六、二八六一一、二八六一三及び二八六一四、字權現ノ下モ二三七の一部、字宮ノ上ヘ二七二一一の一部及び二七三の一部、字屋敷四二九一一、四三三、四三四、四三七、四三八、四四一一一、四四一一二、四四二、四四五、四四六、四四七、四四七一一、四四九、四四九一二、四四九一三、四五〇、四五一、四五二、四五三及び四五三一二、字要害二七四の一部、二七五の一部及び二七五一一の一部並びに字八幡宮ノ下モ四六七、四六八一一、四六八一二、四六八一三、四六八一四、四六八一五、四六八一六、四六八一七、四六八一八、四六八一九、四六八一一〇、四六八一一四六八一一二、四六九一一、四六九一二、四七〇、四七一、四七一一、四七二、四七三、四七五、四七七、四七九一一、四七九一二、四七九一三、四七九一四、四八一一及び四八二並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第五回八十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五回一十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のとおり改正し、昭和五十三年七月一日から施行する。

昭和五十三年六月三十日

鳥取県知事 平林鶴三
第一項の表の株式会社鳥取銀行の本店の項中「鳥取県鳥取保健所」を廃り、同表の株式会社鳥取銀行の県立病院支店の項中「鳥取県立鳥取養護学校」を「鳥取県立鳥取養護学校」に改め。

公 告

電気工事法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、昭和53年度電気工事試験を次のとおり実施する。

昭和53年6月30日

鳥取県知事 平林鶴三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和53年9月3日（日曜日）午後1時から午後3時まで

(2) 場所 鳥取市、倉吉市及び米子市
イ 試験科目

| 科 目 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 電気に関する基礎理論 | 1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算 |
| 配電理論及び配線設計 | 1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋内配線 5 屋内配線 |
| 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具 | 1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途 |
| 電気工事の施工方法 | 1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法 4 接地工事の方法 |
| 一般用電気工作物の検査方法 | 1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 |

| | | |
|-------------------|---|--|
| 配線図 | 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法 | ウ 電気機器及び配線器具の設置 エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け カ 接地工事 |
| 一般用電気工作物の保安に関する法令 | 1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号） 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号） | キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 ク 一般用電気工作物の検査 ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理 |
| 技能試験 | 2 技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対して実施する。 (1) 試験の日時及び場所 ア 日時 昭和53年10月15日（日曜日） イ 場所 鳥取市 (2) 試験科目 ア 電線の接続 イ 配線工事 | 3 受験手続 次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課危険物係へ提出すること。 なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。 (1) 受験願書 鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。 (2) 写真 受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。 |
| | 4 受験願書の受付期間 昭和53年7月10日から同月31日まで | |
| | 5 受験手数料及び納付方法 (1) 受験手数料 4,000円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇 | |

(第三種郵便物認可) 昭和53年6月30日 金曜日

- 6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

- 7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。